

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		翌 期 当 期 繰 上 げ の 計 算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円
積立期間	2	昭 平 平		解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
当期積立額	3			繰上り限度超過額(17)	20	
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 上 げ の 計 算	その他の場合による益金算入額	21	円
	繰上り限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		計 (19) + (20) + (21)	22	
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	
前期以前の繰上り限度超過取崩額の合計額	8	貸 借	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25		
計 (6) + (7) - (8)	9					
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10					
積立限度超過額 (3) - (10)	11					
繰上り限度超過額の計算	前期以前の繰上り限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15	の 差 額 の 明 細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		前期以前分	29	
	当期繰上り限度超過額 (16) - (12)	17				

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合